

「共創によるまちづくり」に関する情報発信業務実施要領

1 目的

この実施要領は、「共創によるまちづくり」に係る情報発信業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルにより受託する優先交渉権者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1)業務名称 「共創によるまちづくり」に係る情報発信業務

(2)業務内容

別添「共創によるまちづくり」に係る情報発信業務委託仕様書案(以下「仕様書(案)」という。)のとおり。ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者の提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(3)委託期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4)見積上限額 1,700,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の最大規模を提示するものです。

※当該委託上限額は、本業務委託に係る必要経費の全てを含みます。

3 履行期間

契約締結後～令和4年3月31日(木曜日)

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

(1)過去5年以内に、官公庁または企業等のデザイン業務やプロモーション、周知活動の提案助言など、本業務と同種または類似の業務を受託した実績がある者。

(2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しない者であること。

(3)本市の競争入札への指名停止措置を受けていない者。

(4)参加申込書提出時点において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(5)法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。

(6)暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(7)政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。

5 公募に関するスケジュール

項目	期限等
募集開始	令和3年12月27日(月)
質問の受付締切	令和4年 1月11日(火) 15時
質問の回答	令和4年 1月13日(木)
参加表明書の受付	令和4年 1月14日(金) 17時
企画提案書の受付	令和4年 1月19日(水)
審査	令和4年 1月25日(火)午後または26日(水)午後を予定
受託候補者の決定及び公表	令和4年 1月下旬
契約締結	令和4年 1月下旬

6 質問に関する事項

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、様式第6号「質問書」に質問事項を記載し、令和4年1月11日(火)15時までに、問合せ先に電子メールで提出すること。電子メールで送信後、電話(0836-34-8545)で届いていることを確認してください。

質問に対する回答は、令和4年1月13日(木)に市ウェブサイトに掲載します。

https://www.city.ube.yamaguchi.jp/boshu/boshuu_shigoto/boshu_nyuu_satsu/1014466.html

※質問がない場合又は質問の内容が軽微である場合は掲載しません。

7 参加表明書の提出

(1)提出書類(1部)

参加表明書(様式第1号)

※参加資格要件を確認の上、必要事項を記入すること。

(2)提出期間

令和4年1月14日(金) 17時まで

(3)提出方法

提出書類を問合せ先に持参、郵送(必着)にて提出すること。ファクシミリ又は電子メールの場合は、電話(0836-34-8545)で届いていることを確認すること。

8 企画提案書等の提出

7の参加表明書を提出した者は、次の企画提案書等を提出すること。

(1)提出書類

書類は、番号順となるように並べ、1部ごとまとめて提出すること。

※①も含めて提出すること。

※A4判で作成すること。

番号	名称	留意事項
①	参加表明書 (様式第1号)	参加資格要件を確認の上、必要事項を記入すること
②	業務実績書 (様式第2号)	過去の実績について記載すること。 ※ロゴ等のデザインについては、公共団体や企業等での採用実績について記載すること。採用されたデザイン等(3点程度)も添付すること。
③	会社概要書 (様式第3号)	会社の概要、パンフレット及び組織図等があれば添付すること。
④	企画提案書 (任意様式)	仕様書案を確認の上、業務全体の実施方針、実施フロー、業務内容への提案について具体的分かりやすく記載すること。 ※1枚目に様式第4号を添付すること。
⑤	業務工程表 (任意様式)	A4判用紙1枚に業務の工程、スケジュールを記載すること
⑥	業務実施体制表 (様式第5号)	本業務を担当する統括責任者、担当者について、担当する業務内容等を記載すること。 ※第三者が企画協力者として参加する場合は、役割、業務内容がわかるように記載すること。
⑦	参考見積書 (任意様式)	積算内容がわかるよう内訳を記載すること。 見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、見積上限額以内の金額とすること。

(2)提出部数 正本1部 副本5部(複製可)

(3)提出方法

提出書類を持参、郵送(必着)にて提出すること。

9 候補者の選定方法

(1)事前審査

応募者多数の場合は、評価基準の評価項目「2 業務実施体制」を中心とした書類審査により、3者程度を選定したうえで、ヒアリング審査への参加可否をメールと書面にて通知する。

(2)プレゼンテーション・ヒアリング審査

①候補者の選定は、審査委員会において、提出された企画提案書の内容及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づき評価採点を行い、その合計点数が最も高いものを選定し、候補者として特定する。

②各委員の点数の合計点が最も高い提案者が複数あった場合は、10の評価基準のうち「提案内容」の点数を比較し決定する。それでも差がつかない場合は、10の評価基準のうち「実施体制」、次いで「費用」を比較し決定する。

③審査は、非公開とする。

④審査結果に対する異議等は受理しない。

⑤総合評価点が1位であっても仕様書案に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しないことがある。

⑥応募者が1者であっても審査し、適否を判断する。

10 評価基準

評価項目		評価事項	配点
1	実施方針	本市の取組との整合性 ・「共創によるまちづくり」に対する理解があるか	20
2	業務実施体制	業務体制、業務実績等 ・本業務を円滑に行うだけの経験と実績を有しているか。 ・本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及びスタッフが適切に配置されているか。 ・市と適切に協議を行い、円滑なコミュニケーションをとれる体制か。	20
3	業務提案内容	業務の創意工夫、独自性等、業務遂行の計画性 ・本業務の趣旨を理解した提案であるか。 ・予定期間内に業務を遂行できる適切なスケジュールは設定されているか。 ・適切な助言をするに足る情報を持ち、提供できる体制か	50
4	費用	見積金額	10
合計			100

11 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1)実施予定日 令和4年1月25日(火)又は26日(水)を予定

(2)実施場所 宇部市役所本庁舎

時間及び会場等詳細については参加者に別途通知する。

(3)実施方法

①提出した資料を用いてプレゼンテーションを行う(15分以内)

②質疑応答(10分程度)

③参加は1者3人までとする。

④web会議サービスを使用した参加も認める。

(4) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、書面により速やかに通知する。

(5) その他

プレゼンテーションの実施順は企画提案書の受付順とし、日時等の詳細は別途通知する。

12 審査委員会の構成

本業務審査委員会の委員は、宇部市職員から5名の範囲内で構成する。

なお、上記の審査員がやむを得ず審査に参加できない場合は、当該審査員が指名する者を審査員とすることができる。

13 留意事項

(1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。

(3) 参加表明書及び企画提案書は、審査等本業務に係る事務手続き以外の目的で、提出者に無断で使用しない。

(4) 参加表明書及び企画提案書に記載した企画提案責任者及び予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの市の了承を得なければならない。

(5) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載があった場合は、提出のあった参加表明書及び企画提案書を無効とする。

14 契約

市は契約締結に向けて、候補者と業務の実施方針及び手法などについて協議及び調整を行った上で、令和4年1月末までに業務委託契約の締結を行う。候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

15 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 契約者以外の制作企画書等の内容については、提案者の承諾なしには利用することはしない。

(3) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載があった場合は、提出のあった参加表明書及び企画提案書を無効とする。

16 その他

(1) 制作企画書等の提出後に辞退するときは、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を

提出すること。

(2)次の各号のいずれかに該当したときは、参加者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不足があったとき又は指示した事項に違反したとき。
- ② 当該選定に関し、不正な事実が認められたとき。

17 問合せ・書類提出先

755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市政策広報室広報広聴課

担当:林・河野

TEL 0836-34-8545

FAX 0836-22-6063

E-mail:kocho@city.ube.yamaguchi.jp